

学 則

1 研修の目的

介護に携わる上で必要な、知識と技能の基本を習得し、将来、地域の福祉に貢献できる人材を養成する。

2 研修の名称および実施者

名 称 稚内大谷学園 北海道介護職員初任者研修課程

実施者 学校法人稚内大谷学園

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
稚内市	昼間	1年6ヶ月	12ヶ月	35名(在校生および※一般市民若干名)	在校生(25,000円) 一般市民(70,000円)	稚内大谷高等学校在校生および一般市民

※本校在校生の募集が定員に達しなかった場合に限り、一般受講生を募集し、定員35名とする。

(1) 受講対象者

- ア. 将来、福祉・介護の就業を希望する稚内大谷高等学校在校生および一般市民
- イ. 学校法人稚内大谷学園理事長(以下「理事長」という。)が許可した者

(2) 受講定員

- ア. 受講定員は35名
(本校在校生の募集が定員に達しなかった場合に限り、一般受講生を募集し、定員35名とする。)
- イ. 一般受講生の募集が定員を超えるときは、厳正な抽選の上決定する。

4 受講手続

(1) 募集時期等

- ア. 募集の開始は、原則として、開講日の2ヶ月前に行うものとする。
開講式前日までに、受講者に対し実施要綱を説明し、学則・事項の周知を図る。
- イ. 一般受講者の募集方法は、ホームページ及び稚内市広報並びに地元紙記事による。

(2) 受講料

受講料には、講習料、教材料、実習料等を含む。

(3) 受講料の納入方法

受講料は、受講手続きと同時に、受付窓口にて現金を一括納入する。
ただし、理事長が特に認めた場合は、2回まで分割納入することができる。

(4) 受講料の返還方法

個人的な都合で受講できなくなった場合は、受講料は返還しない。
ただし、理事長が特に認めた場合は、返還することができる。

(5) 受講申し込み

受講希望者は、受講料に下記ア～エを添えて申し込むものとする。

なお、本人確認については、受講申込時に行い、その写しを保存する。

- ア. 「稚内大谷学園北海道介護職員初任者研修課程受講申込書」（別紙1）、
- イ. 個人情報に関する誓約書（別紙2）、
- ウ. 本人確認ができるもの（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証、健康保険証、パスポート等公的証明証の原本を提示すること。）

※なお、本校在校生は、本校入学手続き時の住民票提出及び本人確認をもって、確認したものとみなす。

- エ. 修了証明書用写真（携帯用）（縦2.7cm×横2.6cm）1枚
- オ. 印鑑

5 カリキュラム

別紙3のとおりとする。

6 主要テキスト

本研修において、主要テキストは「介護職員初任者研修テキスト（中央法規）」を使用する。

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

出欠の確認は、開講日毎・開始前に点呼にて行い、出席簿に出欠の有無を記録する。

(2) 成績の評定方法

本研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意し、次の各号により成績の評定を行う。

なお、終了評価の方法は、講師による評価及び筆記試験により行う。

- ア. 講師による評価は、「9. こころとからだのしくみと生活技術」において、その介護技術の習得を各担当講師により評価する。
- イ. 筆記試験による評価は、カリキュラムとは別に、1時間実施する。
合格基準は、正答6割以上とする。

(3) 修了の認定方法

ア. 出席の基準

原則として、研修科目のすべてを受講しなければならない。

但し、病気等やむを得ない事情による欠席については、他の事業者介護職員初任者研修の教科を受講、または講師基準を満たす本校の講師による不足教科を受講し、その旨を確認できる受講証明書（別紙4）を提出した場合に、当該教科の受講修了とみなす。

欠席者に対する外部講師による講義について、講師の勤務上やむを得ない理由により講義を講師の勤務先で行う場合は、受講証明書にその旨を記載し、当校の介護員養成研修担当者の確認を受けること。

イ. 成績の評定・確認

前(2)の成績の評定又は確認が得られていること。

(4) 修了証明書

前(3)により修了が認定された者には、別紙5の修了証明書を交付する。

8 補講及び受講料の取扱い

(1) 次の場合、補講を実施する。

ア. 「7の(2)のア・イにおいて」、補講が必要と判断された場合は、受講料1時間3,000円を徴収する。

イ. 病欠や慶弔などやむを得ない理由により補講が生じた場合は、無料とする。

9 退学規定

(1) 受講者が退講しようとする時は、所定の退講届（別紙6）を提出すること。

(2) 受講者が、次の行為のあったときは、退講を命ずることができる。

ア. 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき

イ. 正当な理由なくして出席が常でないとき

ウ. 研修の秩序を乱す行為が見受けられるとき

エ. 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

10 講師

別紙7（添付3号様式）

11 実習施設
(添付5号様式)

区 分	研 修 場 所 の 所 在 地
講 義	稚内大谷高等学校 介護講義室
実技演習	稚内大谷高等学校 介護実習室
実 習	医療法人禎心会 老人保健施設「ら・ぷらーさ」 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム富士見園 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム緑風苑 グループホーム あったか大黒館(施設見学) 障害者福祉サービス事業所稚内第一木馬館(施設見学)

12 その他

附 則

本学則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年 2月8日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年 2月6日から施行する。

北海道介護職員初任者研修課程

学 則

学校法人 稚 内 大 谷 学 園

